

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三項）が、利害関係者（以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものみなす。（禁止行為の例外）

第四条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第二項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職国家公務員等としての身分を含むものとする。（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、その者から供應接待を繰り返し受けた等社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購買若しくは借受け又は役務の受領の対価を、役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものみなす。（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員があつては、その属する行政予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用（行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る支払の適用の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政执行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政执行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政执行法人以外の行政执行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。）

2 前項の規定の適用については、独立行政法人（国立公文書館は内閣府本府が所管するものとみなす。）の職務に係る倫理の保持を阻害する行為（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第七条 職員は、その属する国の機関又は行政執行法人の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国家公務員倫理審査会（任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等（法第三十九条第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対しても、自己若しくは自己の属する行政機関等の職員が法若しくは法に基づく命令（訓令及び規則を含む。以下同じ。）に違反する行為を行つた疑いがあると料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第一項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であつて同法第十条の二第二項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後ににおいて速やかに当該事項を届け出なければならない。

2 第八条第一項第四号の国家公務員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に關係する事項に関する講演等の報酬

三 法第六条第一項第四号の国家公務員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 贈与等（法第六条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係

三 法第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠

四 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当

該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食バー・ティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）

五 法第二条第六項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者の「役員等」という。)が贈与等をした場合については、当該役員等の役職又は地位及び氏名

(該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名) (報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第
二〇条第二項の規定による交付は、二種の呈

ハ条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

（贈与等報告書の閲覧） ればならない。

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書（云第六、七第一項ニ規定シテ贈与等報告書）

書（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告

書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した

提出期限の翌日から起算して二日を経過した日の翌日以後これをすることができる。

贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等（法第六条第一項に規定する各省各庁の長等をい

う。以下同じ。）又は法第九条第二項の規定によりその委任を受けた者が指定する場所で二れ

。この委託を受けた者が指定する場所にこれを行なわなければならない。

前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審

査会の同意を得て、各省各庁の長等が定めるものとする。

法第九条第二項ただし書の規定による国家公

務員倫理審査会の認定の申請は、各省各庁の長等又は同項の規定によりその委任を受けた者

が、書面でこれをしなければならない。

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に
(各省各庁の長等の責務)

定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 法第五条第三項又は第四項の規定に基づき、必要二心二六、則令又は規則を別定する

き、必要は応じて
こと。
詰今又は規則を制定する。

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する
株取引等報告書及び法第八条第三項に規定す

る所得等報告書等（以下「報告書等」とい

う。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 その属する行政機関等の職員からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 その属する行政機関等の職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に關し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 その属する各省各庁の長等を助け、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法にいう主任の大臣(倫理監督官が、法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、行政執行法人に属する場合にあつては当該行政執行法人の主務大臣(独立行政法人通則法第六十一条に規定する主務大臣をいう。)とする。)に報告すること。

（地方警務官に関する特例）

第十六条 警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号） 第五十六条第一項に規定する地方警務官（以下単に「地方警務官」という。）について法及びこの政令の規定を適用する場合には、法及びこの政令において、「各省各庁の長」とは國家公安委員会をいうものとし、「訓令」とは國家公安委員会規則をいうものとし、「倫理監督官」とは次項の指名を受けた者をいうものとする。

国家公安委員会は、地方警務官の職務に係る倫理の保持を図るために、警察庁に属する職員のうちから、地方警務官に係る法及びこの政令に定める倫理監督官の職務を行うべき者として一人を指名するものとする。

前二項に定めるもののほか、地方警務官についての法の規定の適用については、法第五条第三項中「当該各省各庁に属する職員」とあり、並びに法第三十九条第二項中「その属する行政機関等の職員」とあり、及び「当該行政機関等の職員」とあるのは、「地方警務官」とする。

第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警務官についての第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定の適用については、これを警察庁の職員とみなす。

第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）」とあるのは、「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）」とのあり、及び「補助金等の」とあるのは、「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは、「補助金

等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は「と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（検討）

第二条 国家公務員倫理審査会は、この政令の施行の日から五年以内に、職員の職務に係る倫理の保持の観点からこの政令の施行状況等について検討を加え、当該検討の結果この政令の改正が必要であると認めるときは、当該改正に係る意見を内閣に申し出るものとする。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三二六号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日政令第七九号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備に関する法律第百三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国家公務員倫理規程第九条第二項の規定の適用については、この政令の施行後においても、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄

<p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一月三〇日政令第九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年九月八日政令第二六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月一六日政令第四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 改正後の国家公務員倫理規程第十一條第一項の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、改正後の国家公務員倫理規程は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二八日政令第六八号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p>	<p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月二七日政令第五七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一〇月一七日政令第三〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年一月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年五月二九日政令第一九五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一二月一八日政令第四二七号) 抄</p> <p>(施行期日) 1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年一〇月一四日政令第一三六号) 抄</p> <p>(施行期日) 1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄</p>	<p>附 則 (令和元年一二月一〇日政令第一七七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三〇日政令第一六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、令和五年三月三〇日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三〇日政令第一六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、令和五年三月三〇日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三〇日政令第一六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、令和五年三月三〇日から施行する。</p>
---	--	--